

<地域情報告知システム・ほたるねつによる告知の取扱い>

◎町または公共団体等が発信する公示、広報、連絡等

(条例第4条第1項第1号から第5号)

- (1) 非常災害その他緊急事項の通報及び連絡
(防災・防犯情報、町民の生命、財産に係わる緊急な情報)
- (2) 辰野町その他の公共団体及び公共的団体等の公示及び広報に係る伝達
(国、県及び関係機関、町議会、教育委員会その他の行政委員会、上伊那消防組合、区及び耕地・地区公民館等の関係組織、消防団・奉仕団)
- (3) 町の企画する産業経済、教育文化社会に関する情報の伝達
(例：町内公立学校からのお知らせ、連絡)
- (4) 生活、福祉、健康、教育及び文化等の向上に必要な多面的各種情報の収集及び提供
(例：JRの運行状況等急を要する交通情報、事故等に伴う大規模停電など。町生活合理化推進委からの「葬儀のお知らせ」は、原則、受付後の夕方1回、葬儀当日の朝1回の計2回に発信)
- (5) 農業生産の向上を図るため必要な各種情報の収集及び提供

- 利用料 無料
- 告知時間 町から発信： 午前または午後6時からの定時配信または随時配信
 町以外から発信： 定時配信以外の時間
- 告知回数 必要最小限の回数

◎上記以外の個人・団体等から申込みを受け町が発信する広告・連絡等

(条例第4条第1項第6号：その他町長が必要と認める情報の伝達、広告及び連絡等)

利用料 (条例第11条)

区分	利用料	備考(例)
営利目的	1件につき 500円	商店、事業者の営業、販売目的とした広告、お知らせ 各種団体の催し物のお知らせ、宣伝で業務・営業にかかわる内容
非営利目的	1件につき 300円	個人の捜し物、呼び出し、町外者の葬儀 神社、仏閣の行事、催事 各種団体等の行事・催し物のお知らせ等で営利目的としないもの (町、教育委員会、区が共催・後援する催事や、国・県または役場の各課を通じて申込みのあった公共性が認められる情報は無料)

(消費税含む)

- 告知時間 急を要する内容を除き、午前または午後6時からの定時配信
- 告知回数 情報1件について6回を限度に申込みのあった回数
- その他 施設の設置目的に合致しない内容の情報は発信を行わない。
 (1) 他人を誹謗するもの
 (2) 選挙に関するもの
 (3) 公序良俗に反する内容のもの